

第4章 関係法律について

第1節 我が国商標法、不正競争防止法

1. 我が国における商標法

(1) 商標とは

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品・サービスを他人の商品・サービスと区別するために、その商品・サービスに付して使用するマーク(標識)であり、文字、図形、記号、立体的形状、これらの結合、またはこれらと色彩との結合から成っている。商標登録出願に際し、商標登録を受けようとするマークと共にそのマークを使用する商品またはサービスを指定する必要がある。これを「指定商品」、「指定役務(サービス)」という。商標と指定商品・指定役務の組合せで一つの権利となっており、指定商品または指定役務により商標権の権利範囲が特定される。出願時には、指定商品・指定役務を記載する際に、あわせて「区分」も記載する必要がある。「区分」とは、ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」で、第1類～第45類まであり、表4-1-1のように分けている。

表4-1-1 商品及びサービスの区分

区分	区分の名称
第1類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗淨剤及び化粧品
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く)その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	織物用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く)及び調味料
第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第35類	広告、事業の管理又は運営及び事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第36類	金融、保険及び不動産の取引
第37類	建設、設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第44類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く)、警備及び法律事務

(2) 商標の役割・機能

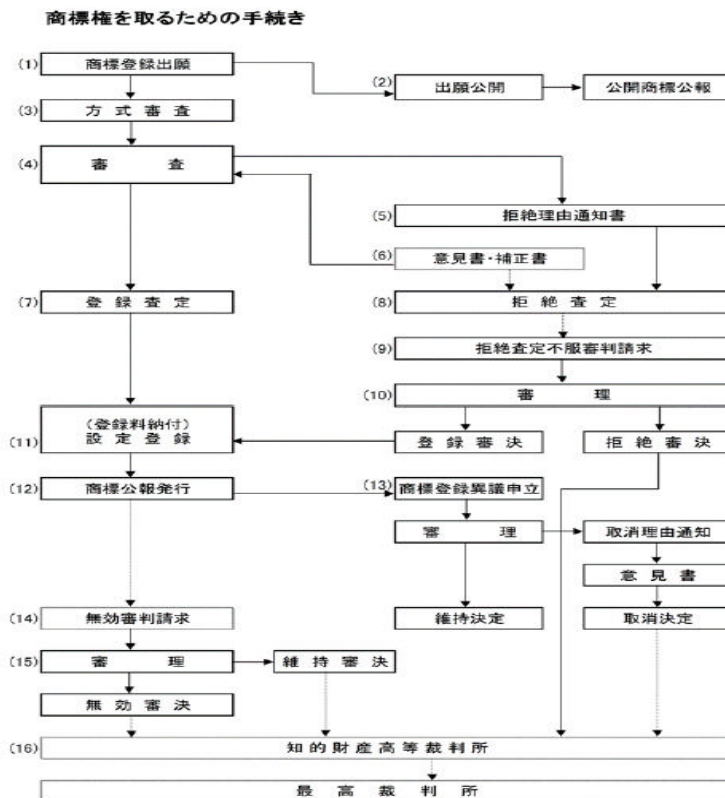
商標の機能には、自他商品・サービス識別機能を本質的な機能として、出所表示機能、品質保証機能、および広告宣伝機能がある。他の産業財産権が「創作意欲の促進」（新規性）を目的にしている事に対し、商標は「需要者の利益を保護すること」が目的に含まれている。

- + 出所表示機能： その商標が付された商品、役務の出所（生産者、販売者など）を需要者に認識させる機能である。この商品やサービスの出所を示す機能は商標を使用する企業にとって顧客を獲得していくための重要な機能といえる。
- + 品質保証機能： その商標が付された商品、役務であれば、一定の品質、質を有するものと需要者に期待させる機能である。同じ商標をつけた商品やサービスは同じような品質・レベルの商品やサービスであることを示す機能をいう。
- + 広告宣伝機能： その商標がパッケージや看板などに使用されることで、需要者に記憶され、商品や役務を宣伝、広告する機能をいう。同じ商標が使用されている商品や役務を選択することを需要者に促すことになる。

(3) 出願から登録まで

日本における商標出願から登録までの流れの図4-1-1に示す。

図4-1-1 日本における商標出願から登録までの流れ



(日本国特許庁ホームページより)

商標登録を受けるときは、特許庁に願書を提出しなければならないが、日本では同一又は類似の商標に関する出願が異なる出願人によって行われた場合、早い日に出願した者に登録を認める、先願主義をとっている。

出願された商標は方式審査後、不登録事由に該当するか否かについて実体審査が行われる。実体審査には絶対的審査と相対的審査があり、それぞれの主な不登録事由は以下のとおりである。

<絶対的拒絶理由例>

- ・ 識別力のない商標
- ・ 法律又は社会的に認容された道徳に反する商標
- ・ 外国の国旗、徽章からなる商標

<相対的拒絶理由例>

- ・ 他人の登録商標と同一又は類似であり、同一又は類似の商品について使用される商標出願された商標が不登録事由に該当するとき拒絶理由通知がなされ、出願人は拒絶理由通知書の発送日から40日（在外人の場合は3ヶ月）以内に意見書や手続き補正書を提出することができる。拒絶の査定に不服のときは、拒絶査定謄本送達日から30日以内に不服審判を請求できる。不登録事由に該当しないときは、登録査定がなされ、特許庁の原簿に商標権の設定登録がなされる。登録料を納付しない場合はその出願手続は却下される。何人も商標登録に対して登録後2ヶ月以内に異議申立てができる。

(4) 商標権の発生と効力

特許庁に商標登録出願をし登録されると商標権が発生する。商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する(専用権、商標法第25条)。さらに、他人によるその類似範囲の使用を排除することができる(禁止権、商標法第37条)。商標権の有効範囲を表4-1-2に示す。

表4-1-2 商標権の効力範囲

商標権の効力範囲		指定商品、役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	X
	類似	禁止権	禁止権	X
	非類似	X	X	X

商標権の効力は外国には及ばないため、外国で事業を行う場合や商品を輸出する場合は、その国での権利を取得しなければならない。

(5) 存続期間と更新

商標権の存続期間は登録日から起算して10年をもって終了する。但し、10年ごとに存続期間を更新することにより永続的に権利を保有できる。その存続期間の更新は、特許庁に対して更新申請をすることにより行う。存続期間更新登録申請は、存続期間満了前6カ月から満了日までに行う必要がある。また、その更新期間が過ぎてしまった場合でも、満了後6カ月以内であれば、登録料とそれと同額の割増登録料とを併せて納付することで更新登録が認められる。

(6) 不使用による商標登録の取消

登録商標が指定された商品又は役務について3年以上使用されていないときは第三者の請求により登録を取消されることがある。使用事実の立証責任は商標権者に課せられている。なお、不使用取消審判を請求する者は何人も請求することができ、登録商標が不使用だと判断されれば、審判請求の登録日まで遡ってその登録が取り消される。

(7) 商標の「使用」

商標の「使用」とは以下の行為をいう。

商品または商品の包装に商標を付する行為

商品または商品の包装に商標を付したものを譲渡、引渡、譲渡または引渡のために展示、輸出、輸入、電気通信回線を通じて提供する行為

サービスの提供にあたり、需要者が利用する物に商標を付する行為や、その物を用いてサービスを提供する行為

サービスの提供のために使用する物に商標を付し、サービスの提供のために展示する行為

サービスの提供にあたり、需要者の物に商標を付する行為

映像面に商標を表示してサービスを提供する行為

商品またはサービスに関する広告、価格表、取引書類に商標を付して展示または頒布する行為、またはこれらを内容とする情報に商標を付してオンライン上など電磁的方法により提供する行為

(8) 海外への出願

海外に商標出願をする場合、各国・機関・地域への直接出願ルートと、マドリッド・プロトコル(マドプロ)を利用するルートがある。マドプロはマドリッド協定議定書(正式名称:標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書)の略称で、世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局で国際登録を受けることにより、指定加盟国において商標に関する保護を確保できることを内容とする条約である。

海外に直接国際登録出願する場合、海外に直接出願する場合は各国へ、各国の言語で、各々の国の様式に応じた手続きをとる必要があるが、マドプロを利用する場合、英語、フランス語、スペイン語のいずれかの言語を選択し、1つの手続きで指定するマドプロ加盟各国において、比較的簡易、迅速かつ低廉に商標の権利取得ができる。マドプロ出願は基礎出願・登録のある本国特許庁で行う。マドプロ出願と各国への直接出願の比較を表4-1-3に示す。

表4-1-3 マドプロ出願と直接出願

	マドプロ出願	直接出願
言語	英語、仏語、スペイン語	現地語
拒絶通報期間	指定通報から12ヶ月又は18ヶ月	国・地域・機関による
存続期間	10年	国・地域・機関によるが10年が多い
特徴	<ul style="list-style-type: none"> + 比較的出願費用が安い + 本国の出願又は登録が基礎となる + 基礎商標、その指定商品・役務との同一性が求められる(#1) + セントラルアタックがある(#2) + 事後指定が可能(#3) + 現在、加盟国は76国・機関(表4-1-4) 	

1 : 国際出願は、本国の登録商標又は出願商標を基礎として行うものであるため、国際出願の商標は、基礎とした商標と同一で、指定商品/役務についても、基礎とした商品/役務と同一又はその範囲内でなければならない。

2 : 国際出願の段階で指定したマドプロ加盟国以外のマドプロ加盟国を追加で指定することができる。

3 : 国際登録の日から5年以内に、本国において商標登録の無効・取消・放棄や、出願の拒絶等がなされて基礎登録や基礎出願が消滅してしまった場合には、国際登録自体が取り消される。

表4-1-4 マドプロ加盟国

国名	欧州連合	マドリッドプロトコル	マドリッド協定	国名	欧州連合	マドリッドプロトコル	マドリッド協定	国名	欧州連合	マドリッドプロトコル	マドリッド協定
アイスランド	×		×	シリア	×			ポーランド			
アイルランド			×	シンガポール	×		×	ボスニアヘルツェゴビナ	×	×	
アゼルバイジャン	×	×		スイス	×			ボツワナ	×		×
アルジェニア	×			スウェーデン			×	ポルトガル			
アルバニア	×			スーダン	×	×		マケドニア	×		
アルメニア	×			スペイン				マルタ		×	×
アンチグア バーブーダ	×		×	スロバキア				モザンビーク	×		
イタリア				スロベニア				モナコ	×		
イラン	×			スワージーランド	×			モルドバ	×		
ウクライナ	×			セルビア	×			モロッコ	×		
ウズベキスタン	×			タジキスタン	×	×		モンゴル	×		
エジプト	×	×		チェコ				モンテネグロ	×		
エストニア			×	デンマーク			×	ラトビア			
オーストラリア	×		×	ドイツ				リトアニア			×
オーストリア				トルクメニスタン	×		×	リヒテンシュタイン	×		
オランダ				トルコ	×		×	リベリア	×	×	
カザフスタン	×	×		ナミビア	×			ルーマニア			
キプロス				ノルウェー	×		×	ルクセンブルク			
キューバ	×			バーレーン	×		×	レソト	×		
ギリシャ			×	ハンガリア				ロシア	×		
キルギスタン	×			フィンランド			×	英国			×
グルジア	×			ブータン	×			欧州連合			×
クロアチア	×			フランス				韓国	×		×
ケニア	×			ブルガリア				中国	×		
ザンビア	×		×	ベトナム	×			日本	×		×
サンマリノ	×			ベラルーシ	×			米国	×		×
シエラレオネ	×			ベルギー				北朝鮮	×		

加盟国 (出典: WIPOのホームページ)

2008年1月1日現在

× 非加盟国

欧州連合は加盟国がCTMの保護対象国となる。

2. 我が国における不正競争防止法

(1) 不正競争防止法とは

近世において発達した資本主義社会においては、営業の自由が保障されて、自由競争の原理が貫かれており、「公正な競争（Fair Play）」を前提とした自由な競争の中で培われた商習慣や商業道德を確保し遵守されるならば、適切な商取引秩序が形成され、その結果、産業が発展し、併せて需要者の保護につながる。しかしながら、自由競争は時として利潤追求のあまり激化し、また過当競争を呼び、その中で優位性を確保し勝ち抜くために、商習慣を破る商取引秩序の破壊行為が生じ、競業者の利益を害するのみならず、産業の発達に反し、また消費者保護にも悖ることになる。このような破壊行為の中では、公正な自由競争を確保し、推進することはできない。そこで、このような破壊行為に対し、「不正競争行為（Unfair Competition）」として取り締まる必要性が生じるに至った。

不正競争行為にはPASSING OFF(詐称通用)に代表される加害を要素とする不法行為的な流れと市場での妥当な行為を基準とする行為基準違反の流れとがあるとされる。

(2) 我が国における不正競争防止法の特徴

不正競争防止法においては、特許権や商標権の有無に拘わらず、一定の営業上の利益侵害や基準違反の事実関係があれば、工業所有（産業財産）権侵害と同様の救済を受けられるものである。一方、商標法は、登録商標に独占権を付与して商品や役務取引に係る商取引の秩序を形成することを目的としているため、不正競争防止法とも一部において重なる部分がある。

(3) 不正競争行為

不正競争防止法は次の9の不正競争行為を列挙している。

周知表示混同惹起行為（2条1項1号）

他人の周知な商標や商号と類似の商標等を取引上使用して、商品や営業の混同を生じさせる行為を禁止

要件：

* 商品等表示（氏名、商号、商標、標章、商品の容器又は包装など）の周知性
— 地方又は業界での周知、商標は未登録のものも該当

* 商品等表示の同一又は類似

* 出所の混同の虞（具体的な危険性）、広義の混同を含む

（注）広義の混同とは、周知商標主等が使用していない商品であっても、その者と経済的又は組織的に何等かの関係を有する者の製造販売する商品と誤信される場合も出所の混同に該当

著名表示冒用行為（2条1項2号）

他人の著名な商標や商号と同一又は類似の商標等を取引上使用する行為を禁止

要件：

* 商品等表示の著名性（全国的周知）

* 商品等表示の同一又は類似

商品形態模倣行為（２条１項３号）

他人の開発した商品形態を模倣した商品（Dead copy）の販売等をする行為を禁止

要件：

* 他人の商品の模倣

* 形態の実質的同一

但し、当該商品の機能確保上不可欠な形態は除かれる。また、日本国内において最初に販売された日から３年間だけの禁止（１９条１項５号イ）

営業秘密不正行為（２条１項４、５、６、７、８、９号）

営業秘密を不正な手段（窃取、詐欺、脅迫等）等で取得し又は取得したものを使用し、開示する行為を禁止

（注）「営業秘密」とは、管理性、有用性及び非公知性のあるもの（２条６項）

例：顧客名簿、実験データ等

コンテンツ技術的制限手段解除機器等提供行為（２条１項１０、１１号）

コンテンツ事業において用いられる無断コピーやアクセス制限のための技術的制限手段に対して、これを無効化するためにのみ用いる機器又はプログラムなどの取引の禁止（２条１項１０号）

契約者等特定者以外にアクセス制限のための技術的制限手段に対して、特定者以外に対する、これを無効化するためにのみ用いる機器又はプログラムなどの取引の禁止（２条１項１１号）

ドメイン名不正登録行為（２条１項１２号）

不正の目的（不正の利益を得る目的や他人に損害を与える目的）で、他人の商標や商号と同一又は類似のドメイン名を取得、保有し又は使用する行為の禁止

原産地等誤認惹起行為（２条１項１３号）

商品又は役務の原産地や品質、内容などについて取引上誤認させるような表示をする行為、又はそのような表示をした商品の譲渡又は役務の提供などをする行為の禁止

例：「マレーシア輸入カモ肉」を「宮城県産本鴨」と偽って販売した事件（２００５年１月７日付け河北新報）や宇佐の産品に「Made in USA」の表示

競争者営業誹謗行為（２条１項１４号）

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し又は流布する行為の禁止

例：ライバル会社の取引先に侵害しないにも拘わらず販売する商品が特許権侵害である旨の警告や倒産する旨の嘘の告知など

代理人等商標冒用行為（２条１項１５号）

外国商標の権利者の代理人等である者が、正当な理由なく、かつ、権利者の承諾を得ないで、取引上、同一又は類似の商標を同一又は類似の商品や役務に使用して譲渡等をする行為の禁止

第2節 中国商標法、反不正競争法等

1. 中国における商標出願動向

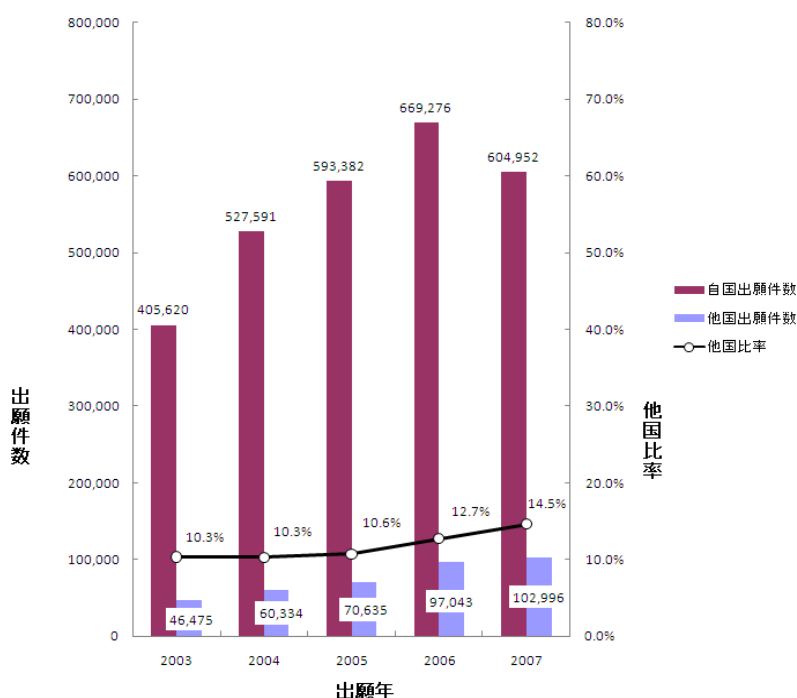
2003年から2007年までの中国における他国からの出願状況及び他国比率（全体の出願件数に対する他国籍出願件数の割合）推移を図4-2-1に示す。

中国における商標出願件数は2003年45万件、2004年59万件、2005年66万件、2006年77万件と年々10%以上の増加率を誇ってきたが、2007年には70万件に減少した。これは、2007年の年初に中国商標局から「自然人が商標登録出願を行う際の注意事項」が出され、「自然人の出願は、指定商品又は役務が営業証明で認められた範囲に限定された」ため、個人の出願が減少したことが一つの要因であると考えられている。また、2003年～2007年まで、中国における他国籍の出願人による中国への出願も10%から15%に増えてきているおり、これは中国市場の魅力が増したためと考えられる。一方、中国商標局への商標出願においては登録に至るまでの所要日数は1100日を超えて年々長期化しているが、中国商標局では審査処理促進のため、400名の審査官アシスタントの募集を行っており、処理能力を強化し、審査期間の短縮化を図っている。

なお、中国はマドリッド協定議定書（マドプロ）加盟国であり、日本から国際出願を利用すれば、18ヶ月で商標の権利化が可能のため国際出願の利用は魅力的である。しかしながら、中国で使用する商標と日本で使用する商標が異なる場合には日本での基礎出願・登録商標が不使用商標化（セントラルアタックのリスク）してしまうこと、中国では拒絶理由通知への応答期限が15日と短いこと等の現状は特に留意する必要があると考えられる。

（注）中国は1出願1区分制度を採っており、中国における出願件数とは出願番号に対応する1出願を1件とカウントした。

図4-2-1 中国における他国からの出願状況及び他国比率（2003年～2007年）



2. 中国商標法の特徴

現在の中国商標法は1982年8月23日の「中華人民共和國商標法」をその基礎とし、1983年3月1日から実施された。その後、1993年2月22日に第1回目の法改正を行い、2001年10月27日に第2回目の法改正を行い、2001年12月1日から施行されている。先願主義、1出願1区分制度を採用している。

(1) 登録できる商標の種類

商品商標、役務商標、団体商標、証明商標

団体商標：団体、協会又はその他の組織の名義で登録し、同組織成員の商業活動の使用に供し、使用者の同組織の構成員資格を表示する標識をいう。

証明商標：管理・監督能力を有する団体に管理されているある特定の商品又は役務に対して使用され、同商品又は役務の原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は国務院工商行政管理部門により規定される。地理的表示は、団体商標または証明商標として登録が可能。

(2) 商標構成要件

文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せ

(3) 登録できないもの

<絶対的拒絶理由例>

- ・ 国内外の公的な標章と同一または類似するもの。
- ・ その商品の普通名称、図形、型番しかないもの。
- ・ 商品の品質、主要原料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴しか直接に表示しないもの。
- ・ 顕著な特徴に欠けるもの。但し、使用により顕著な特徴を取得し、容易に識別可能である場合は、商標として登録することができる。
- ・ 立体的形状で、商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を獲得するために必要な商品形状又は商品に実質的な価値を具備させる形状のもの。
- ・ 地理的表示を含めた商標で、公衆を誤認させるもの。

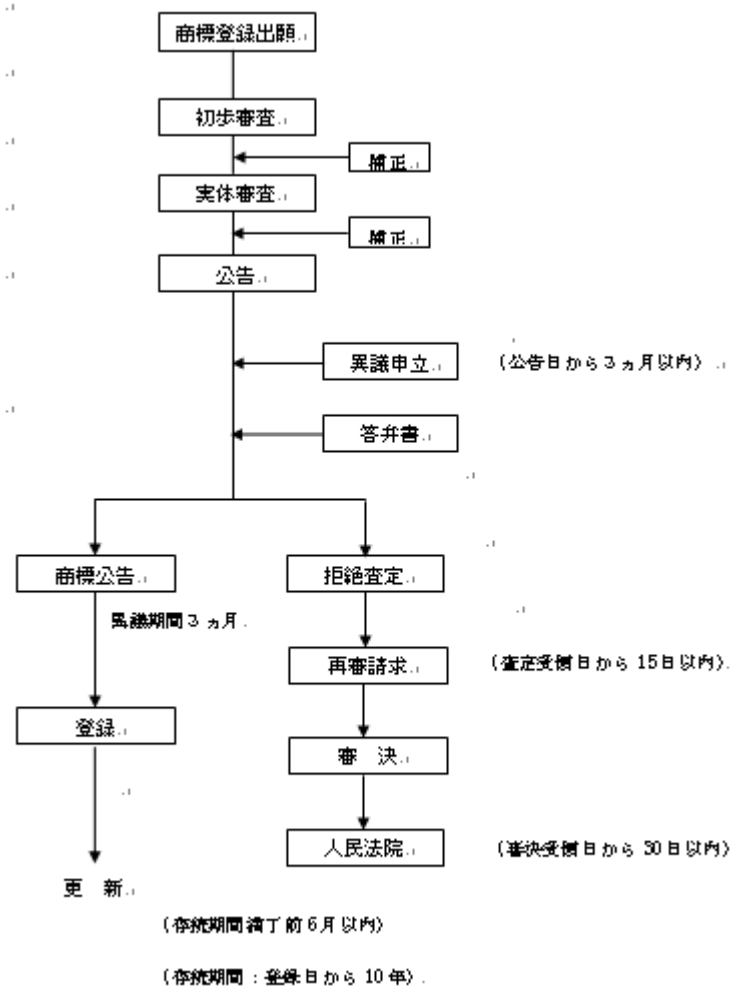
<相対的拒絶理由例>

- ・ 他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は登録要件を満たしたとして初歩審査を受けた商標と同一又は類似するもの。
- ・ 同一又は類似した商品について出願した商標で、他人の中国で登録されていない著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって且つ同著名商標と混同を惹起しやすいもの。

(4) 出願から登録まで

中国における商標登録出願から更新までの流れを図4-2-2に示す。

図4-2-2 中国における商標登録出願から更新までの流れ



(5) 審査方式

方式審査と実体審査を行う。実体審査には絶対的拒絶理由の審査と相対的拒絶理由の審査がある。

(6) 審判請求

商標局の査定に不服がある場合、通知の受領から15日以内に商標評審委員会に審判を請求することができる。

(7) 公告制度

初歩審査後、公告公報に出願公告される。公告日から3か月以内に何人も商標局に異議の申立てができる。公告期間内に異議の申立てがなされないときは、登録され、登録商標が登録公告される。

(8) 有効期限

商標登録は登録日から 10 年間有効となる。更新により、10 年毎有効期限を延長できる。

(9) 登録商標の使用・不使用

中国において商標登録後 3 年間連続で使用しない場合、不使用取消しの対象となる。不使用商標の審理は商標局の審査官によって行われる。商標の使用とは、商標が商品、商品の包装または容器に用いられることを含み、広告宣伝、展示、及びライセンサーによる使用やその他の商業活動において商標が用いられることをいう。

(10) 取消審判

- ・ 既に登録された商標に対する商標法第 10 条（使用禁止標識）、第 11 条（登録禁止商標）、第 12 条（立体商標の登録禁止商標）を構成する規定に基づくもの、または詐欺または不正な手段で取得された商標の場合、何人もいつでも取消審判を商標審査委員会に請求できる。
- ・ 登録日から 5 年を経過していない商標で、商標法第 13 条（著名商標の保護）、第 15 条（代理人などの不正登録など）、第 16 条（地理的表示の保護）、第 31 条（不正目的のある商標登録の禁止）を構成する規定に基づく商標の場合、商標所有人又は利害関係者は当該商標の取消審判を商標審査委員会に請求できる。なお、悪意による登録の場合は、著名商標の所有者に対して 5 年間の期限はない。

(11) 他人の登録商標への侵害行為（模倣品）

商標権侵害行為は、商標法第 52 条で次のように示している。

- ・ 商標権者の許諾なしに、同種の商品又は類似の商品にその登録商標と同一又は類似する商標を使用しているとき。
- ・ 商標権者あるいはライセンサーを侵害する商品を販売しているとき。
- ・ 無断で他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造された登録商標の標識を販売しているとき。
- ・ 商標登録権者の許諾を得ないで、その登録商標を変更し、そしてその変更した商標を使用する商品を市場に投入したとき
- ・ 他人の商標権にその他の損害を与えているとき。

(12) 商標権侵害行為の処理

工商行政管理機関が商標権侵害があることを認定した後に、次に掲げる措置を講じ、侵害行為を制止することができる。

- ・ 直ちに侵害品の販売を停止させる。
- ・ 侵害の商標標識を押収し廃棄する。
- ・ 現存商品に使用された侵害商標を除去させる。
- ・ 専ら直接に商標権侵害に使用された金型、印版及び他の道具を押収する。
- ・ 上記四種類の措置を講じても侵害行為を十分に制止できず、又は侵害商標が商品と切り離せない場合には、権利侵害品を廃棄させ、且つその執行を監督する。

(1 3) 損害賠償

賠償額の計算方法は2種類ある。1つは侵害者が侵害期間内に侵害行為から得た利益により計算し、もう1つは被侵害者が侵害期間内に侵害行為により受けた損害額。一般的には、侵害行為により受けた損害額を算定するのが難しいため、被侵害者は賠償額の算定においては、侵害者が侵害行為から得た利益による計算を選ぶことが多い。しかし、商標権者はどの計算方法を選んでも十分な証拠を提供して、侵害により損害を受けたことを証明しなくてはならない。

(1 4) 登録商標を偽る犯罪の摘発

登録商標を偽る行為は商標権者の商品信用を盗用し、消費者の利益に損害を与えるため、各国は登録商標を偽る行為を犯罪行為に入れ、犯罪者に刑事処罰を与えている。

- ・ 登録商標の所有者の許可を得ずに、同一種類の商品に登録商標と同一の商標を使用して、情状が重かった場合には、3年以下の懲役又は拘留に処し、併せて又は単独的に罰金を科する。情状が極めて重かった場合には、3年以上7年以下の有期懲役を処し、罰金を併科する。
- ・ 登録商標を偽った商品であることを知っていながら販売し、売上げが大きい場合は、3年以下の懲役又は拘留に処し、併せて又は単独的に罰金を科する。売上げが莫大な場合には、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を科する。
- ・ 他人の登録商標標識を偽造又は無断製造し、或いは偽造、無断製造の商標標識を販売して、情状が重かった場合には、3年以下の懲役或いは拘留に処し、併せて又は単独的に罰金を科する。情状が極めて重大な場合には、3年以上7年以下の懲役を処し、罰金を科する。

(1 5) 著名商標の保護

著名商標をよりよく保護し、公平競争を促す為、1996年に「著名商標の認定及び保護に関する暫定規定」を公表し、現在は当該暫定規定が改正され、2003年6月1日施行の「馳名商標認定保護規定」が適用されている。

1. 他人が非類似の商品に著名商標と同一又は類似の商標を出願し、著名商標の商標権者の利益に損害をもたらす虞がある場合には商標局が拒絶し、既に登録した場合には登録日から5年以内に、著名商標の商標権者が商標評審委員会に取消しを請求することができる。
2. 非類似の商品に、他人の著名商標と同一又は類似の商標を使用し、且つその商品と著名商標の商標権者の間にある繋がりがあることを示し、著名商標の商標権者の利益に損害をもたらす虞がある場合には、商標権者が知り、又は知り得た日から2年間以内に、工商行政管理機関にその使用を止めさせることを請求することができる。
3. 他人の著名商標と同一又は類似の文字を社名として使用し、且つ大衆に誤認させる場合には、工商行政管理機関が社名登録を許可しない。既に登録した場合、著名商標の商標権者が知り又は知り得た日から2年間以内に、工商行政管理機関にその使用を止めさせることを請求することができる。

上記の二つの要件は並列するので、1つも欠けてはならない。

商標の著名度については、主に下記の状況から総合的に判断される。

1. 当該商標を使用する商品の国内における販売量及び販売地域。
2. 当該商標を使用する商品の過去3年間、中国国内における経済的指標(生産量、売上、利益、市場占有率など)及び国内同業種における地位。
3. 当該商標を使用する商品の外国における販売量及び販売区域に関する情報。
4. 当該商標の広告発表状況。
5. 当該商標の最初に使用した日付及び連続使用の期間。
6. 当該商標の国内外における登録状況。
7. 当該登録商標の著名度に関する他の証拠。

商標局、商標評審委員会および侵害事件の地域管轄人民法院が、商標登録及び管理事務の必要に応じて著名商標を認定している。

(16) 国際条約への加盟に関する状況

1980年「WIPO設立条約」に加盟、1985年「工業所有権保護に関するパリ条約」に加盟、1989年「商標国際登録に関するマドリッド協定」に加盟、1994年「国際分類に関するニース協定」に加盟、1995年「マドリッド協定議定書(マドリッドプロトコル)」に加盟した。その外、中国は「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」と「商標法条約」にも署名している。

3. 中国の反不正競争法の特徴

反不正競争法は、市場の発展を図り、公平な競争を奨励かつ保護し、不正競争行為を禁止し、事業者及び消費者の合法的権益の保護を目的(第1条)に、1993年12月1日に施行された。

反不正競争法では次の11の不正競争行為を列挙している。

(1) 不正競争行為(第5条)

他人の登録商標を盗用する行為、他人の著名商品特有な名称、包装、デザインを使用し誤認混同を生じさせる行為、他人の企業名称または姓名を使用し誤認を生じさせる行為、産地、商品品質の虚偽表示行為

(2) 独占的地位を有する企業がその独占的地位を利用し、同企業の商品を購入するよう限定し、その他の事業者の公平な商取引を妨害する行為(第6条)

(3) 権利濫用の禁止(第7条)

(4) 賄賂、収賄の禁止(第8条)

(5) 虚偽誇大宣伝の禁止(第9条)

(6) 営業秘密の保護(第10条)

(7) 不当な価格競争の禁止(第11条)

(8) 抱合せ販売行為等の禁止(第12条)

(9) 不当な懸賞付き販売行為の禁止(第13条)

(10) 虚偽事実を捏造、流布行為の禁止(第14条)

(11) 談合入札の禁止(第15条)

また、第21条では、事業者は他人の登録商標を盗用し、勝手に他人の企業名称または姓名を使用し、品質認定標識、優秀著名標識など品質標識を偽造しまたは盗用し、産地を偽造して商品の品質を公衆に誤解させる虚偽表示をした場合、中華人民共和国商標法、中華人民共和国産品品質法の規定に従って処罰する。事業者は無断で著名商品の特有な名称、包装、デザインを使用し、または著名商品と類似の名称、包装、デザインを使用して他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品であると誤認させた場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならないが、情状により、違法所得の2倍以上3倍以下の科料を科することができる。情状が重い場合、営業許可証を取り消すことができる。虚偽または品質の劣る商品を販売して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

4. 中国の製品品質法

製品品質法は、製品品質の水準を高め、製品品質責任を明確にし、消費者の合法權益を保護し、社会秩序を維持することを目的（第1条）に1993年に施行されたものが、2000年9月1日に改正施行された。

第5条では、認証マークなどの品質マークの偽造又は盗用の禁止、製品の産地の偽造、他人の工場名、工場住所の偽造又は盗用の禁止、生産・販売する製品に夾雑物・偽物を混ぜること、偽物を本物の代替とすること、粗悪品を優良品の代替とすることの禁止を規定している。

第30条では、生産者による産地偽造行為の禁止、他人の工場名、工場住所の偽造又は盗用行為の禁止を、第37条では、販売者による産地偽造行為の禁止、他人の工場名、工場住所の偽造又は盗用行為の禁止を規定している。

第53条では、産地偽造における他人の工場名、工場住所の偽造又は盗用、認証マークなどの品質マークの偽造又は盗用があった場合の是正命令、違法に生産・販売した製品の没収に関する規定と、違法に生産・販売した製品の商品価値金額と同額以下の罰金、違法所得がある場合の違法所得没収、情状が重い場合の営業許可証取消等を規定している。

第3節 台湾の商標法、公平交易法

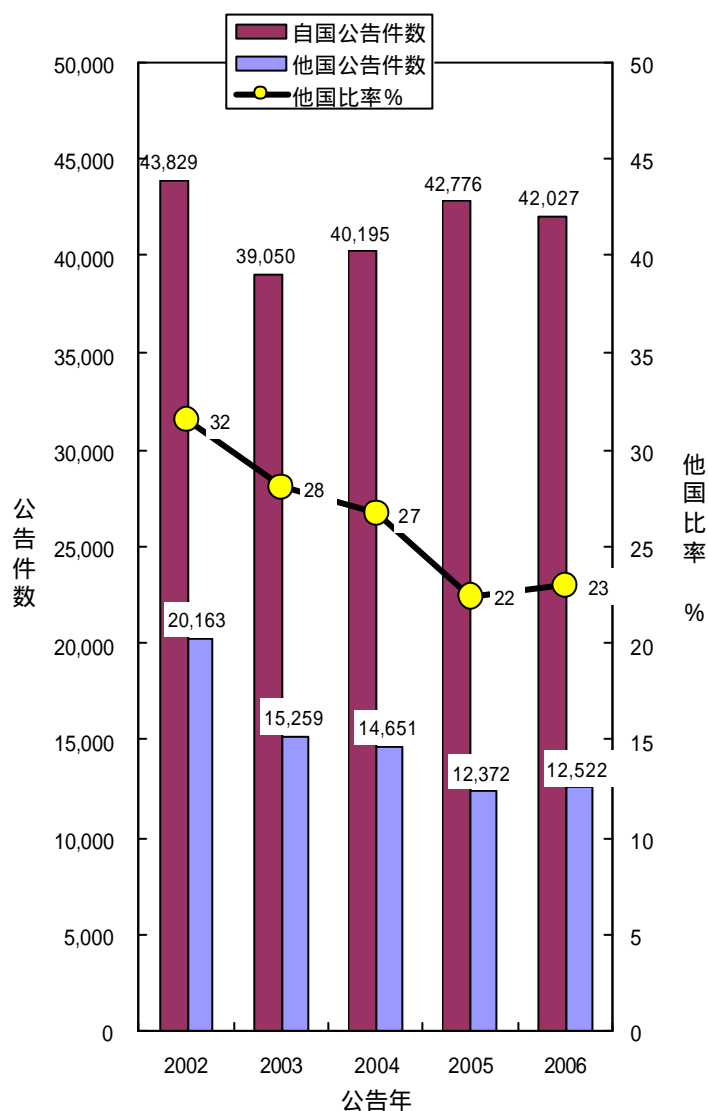
1. 台湾における商標出願動向

2002年から2006年までの台湾における他国からの出願公告状況及び他国比率（全体の公告件数に対する他国籍公告件数の割合）推移を図4-3-1に示す。

台湾への公告件数は、自国公告件数が他国公告件数より多い。他国公告件数は年々減少しているため、若干減少をみせるものの全体的にはほぼ横ばいの自国公告件数に比べて、他国比率は2005年まで下がり、2006年は若干上昇に転じた。

（注）台湾における公告件数とは、登録公告の件数を指しており、出願番号に対応する1出願を1件とカウントした。

図4-3-1 台湾における他国からの出願公告状況及び他国比率（2002年～2006年）



2. 台湾商標法の特徴

1998年11月1日に施行された商標法が適用されていたが、現在は2003年5月28日に公布された2003年11月28日施行の改正商標法が適用されている。先願主義を採用している。

(1) 商標の構成

商標は、文字、図形、記号、色彩、音声、立体形状、ならびにこれらの組合せ。

(2) 登録できないもの

<絶対的拒絶理由例>

- ・ 外国の国旗、徽章等公的な標章と同一または類似のもの
- ・ 国父（孫文）または国家元首の肖像または指名と同一のもの
- ・ 国内外における認証標記と同一または類似のもの
- ・ 商品または役務の性質、品質または産地について公衆に誤認、誤信を生じさせる虞のあるもの
- ・ 指定商品または役務の一般的な名称

<相対的拒絶理由例>

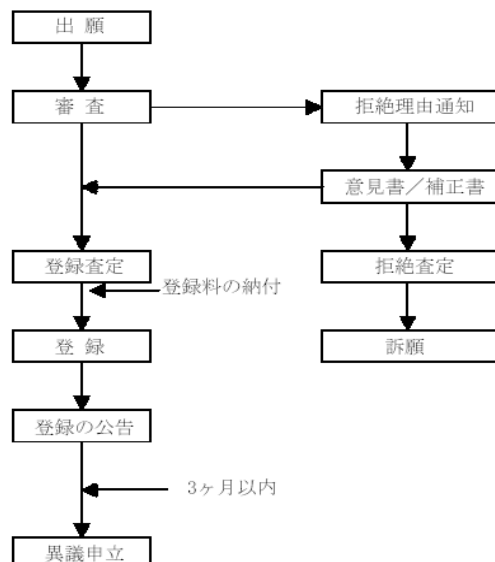
- ・ 同一または類似の商品または役務における他人の登録商標または先に出願された商標と同一または類似であり、関連する需要者に誤認混同を生じさせる虞のあるもの。但し当該登録商標または先に出願された商標の所有者の同意があれば登録可能。
- ・ 他人の著名な商標または標章と同一または類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせる虞があり、または著名商標または標章の識別性または信用・名声に損害を生じさせる虞があるもの。但し当該商標または標章の所有者の同意があれば登録可能。
- ・ 他人の肖像または著名な氏名、芸名、筆名、屋号であるもの。但し、その者の同意があれば登録可能。

(3) 出願から登録まで

台湾における商標出願から登録までの流れを図4-3-2に示す。

図4-3-2 台湾における商標出願から登録までの流れ

出願から登録まで



(日本国特許庁ホームページより)

台湾において商標登録を受けるときは、台湾知的財産局に願書を提出しなければならない。出願された商標は不登録事由に該当するか否かについて審査される。出願された商標が不登録事由に該当するとき拒絶理由通知が発行され、出願人は所定の期間内（一般的30日）に意見書や補正書を提出することができる。拒絶理由が解消されない場合は拒絶の査定がなされる。拒絶の査定に対しては訴願を請求することができ、出願された商標が不登録事由に該当しないときは商標登録される。登録公告後、これに対して何人も3ヶ月以内に異議申立てができる。

（４）審査方式

方式審査と実体審査を行う。実体審査には絶対的審査と相対的審査がある。

（５）国際分類の採用

台湾はニース協定には非加盟だが、国際分類を採用している。1出願多区分制度を採用している。

（６）証明商標と団体商標

証明商標：他人も商品または役務を証明する機能を有する法人、団体、または政府機関が商標権者となり、その標章をもって他人の商品または役務の特性、品質、精密度、産地などの事項を証明するために使用される商標をいう。

団体商標：法人格を有する団体がその所有する商標でその団体構成員が提供する商品または役務であることを表し、他人の提供する商品、役務と区別するために専用権を有するものをいう。団体商標の出願は、願書に商品または役務の類別及び名称を明記し、団体商標の使用規約と法人資格証明を添付して、商標専属責任機関に出願しなければならない。使用規約には、構成員の資格、団体標章または団体商標の使用法の制限等を記載しなければならない。

（７）存続期間と更新

商標権の存続期間は登録の公告日から起算して10年をもって終了する。存続期間は更新することができる。存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヶ月以内に更新登録出願をしなければならない。上記期間内に更新登録出願をしなかった場合、存続期間の満了後6ヶ月以内の猶予期間内に倍額の登録料を納付すれば存続期間の更新ができる。

（８）不使用による取消

登録商標が指定された商品又は役務について3年以上使用されていないときは第三者の請求により登録を取消されることがある。使用事実の立証責任は商標権者に課せられている。なお、不使用取消審判は、何人も請求することができる。

（９）加盟している国際条約

台湾は2002年1月1日にWTOに加盟したが、その外の国際条約に加盟していない。そのため、WTOの加盟国（中国大陸を除く）の国民は台湾出願において優先権を主張して出願をす

ることができる。優先権証明書の提出期間は出願日から3ヶ月以内である。

3. 台湾の公平交易法の特徴

台湾の公平交易法は、消費者の利益を保護し、公平な競争を確保し、経済の安定と繁栄を促進する目的に1991年2月に施行され、その後、1999年、2000年および2001年の改正を経て現在に至っている。

(1) 不公正競争行為として、以下の行為が禁止されている。

- ・ 転売価格決定の自由(第18条)
- ・ 公正競争妨害の禁止行為(第19条)
間接ボイコット、差別的取扱い、脅迫等による競争事業者の取引先の奪取、競争制限的行為への参加強制、企業秘密等の取得、拘束条件付取引が該当する。
- ・ 模倣行為の禁止、他人の商品、サービスと誤認させる行為(第20条)
除外規定：商品の慣用名称の使用、取引上の慣用名称の使用、善意の使用
- ・ 虚偽の記載又は公告、不当表示(第21条)
- ・ 商業上信用毀損の禁止、他の事業者の信用を害する虚偽情報の流布(第22条)
- ・ マルチ販売(第23条)
- ・ 欺瞞的又は明白な不公正な行為(第24条)

(2) 不公正競争行為の罰則

不公正競争行為に対する主な罰則は、以下のとおりである。

第19条(公正競争妨害)違反

公平交易委員会の排除命令に定められた期限内に従わなかった場合、2年以下の懲役、拘留若しくは5千万新台幣ドル以下の罰金、又はこれらの併科(第36条)。

第20条(模倣行為)違反

公平交易委員会の排除命令に定められた期限内に従わなかった場合は3年以下の懲役もしくは1億新台幣ドル以下の罰金又はこれらが併科される(第35条)。

第22条(商業上信用毀損)違反

第22条の規定に違反した場合、2年以下の懲役、拘留若しくは5千万新台幣ドル以下の罰金、又はこれらが併科される(第37条)。

第4節 各国商標法の比較

日本、中国、台湾における商標制度を以下に示す。

項目\国	日本				中国				台湾			
先出願/使用主義	登録主義				登録主義				登録主義			
審査/無審査	審査主義				審査主義				審査主義			
条約加盟状況	パリ条約	1899年	WIPO	1975年	パリ条約	1985年	WIPO	1980年	パリ条約	未加盟	WIPO	未加盟
	マドリッド協定	未加盟	WTO	1995年	マドリッド協定	1989年	WTO	2001年	マドリッド協定	未加盟	WTO	2002年
	マドプロ	2000年	ウーン協定	未加盟	マドプロ	1995年	ウーン協定	未加盟	マドプロ	未加盟	ウーン協定	未加盟
	ニース協定	1990年	商標法条約	1997年	ニース協定	1994年	商標法条約	未発行(調印済)	ニース協定	未加盟	商標法条約	未加盟
保護対象	商品商標、役務商標 立体商標				商品商標、役務商標 立体商標				商品商標、役務商標 立体商標、音声商標			
制度	・団体商標制度				・団体商標制度				・団体商標制度			
	・地域団体商標制度				・証明商標制度				・証明商標制度			
	・防護標章制度											
商品・役務分類	国際分類				国際分類				国際分類			
多区分一出願制度	あり				なし				あり			
出願公告制度	なし(但し、登録後に商標掲載公報が特許庁から発行されている)				あり				あり			
異議申立制度	付与後 異議申立期間：商標掲載公報の発行日から2ヶ月				付与前 異議申立期間：出願後公告日より3ヶ月				付与後 異議申立期間：出願公告日から3ヶ月			
拒絶査定不服審判	審判部 審判請求期限：拒絶査定送達日から30日(例外規定有り)				商標評審委員会 審判請求期限：拒絶査定通知日から15日				經濟部訴願審議委員会 拒絶査定送達日から30日以内で、決定に不服があれば、台北高等裁判所への出訴することができる。出訴は訴願審議委員会の決定が送達されて2ヶ月以内			
無効審判	審判部 審判請求の除斥期間：登録から5年(先願に抵触の場合の請求を含む。一部除外規定あり)				商標評審委員会 相対的拒絶理由の審判請求の除斥期間：登録から5年(公知の外国地名であることを立証できれば、5年の時効にかからない等一部除外規定あり)				知的財産局 審判請求の除斥期間：商標登録の公告日から5年(一部除外規定あり)			
不使用取消審判	審判部 不使用期間：登録後継続して3年以上(使用の証明は商標権者)				商標局 不使用期間：登録後継続して3年以上(使用の証明は商標権者)				知的財産局 不使用期間：登録後継続して3年以上(使用の証明は商標権者)、指定商品・役務ごとに取消しを請求することができる			
存続期間と起算日	10年 起算日：設定登録日				10年 起算日：登録許可日				10年 起算日：登録日			
更新登録手続	手続期間：満了前6ヶ月から満了後6ヶ月。満了後6ヶ月の場合は倍額納付 商標の使用証明：不要 実体審査：なし(但し、防護標章登録では実体審査あり)				手続期間：満了前6ヶ月から満了後6ヶ月 商標の使用証明：不要				手続期間：満了前6ヶ月から満了後6ヶ月 商標の使用証明：不要			
その他の特徴点	・地域団体商標制度が導入された(2007年4月1日施行)				・特異な制度：馳名商標認定制度、重点保護商標登録制度及び地方著名商標認定制度				・多区分出願の場合、各区分の商品数により出願手数料の納付が必要			
	・「商品の輸出」が商標の使用に含まれる(2007年1月1日施行)				・マドリッド議定書に基づく国際登録出願は、条約の規定により、一出願多区分が認められ、「国家工商行政管理総局(SAIC)」の管轄となる							
	・「小売等役務」について役務商標登録を受けられる(2007年4月1日施行)				?????							

第5節 商標用語集

商標用語集	
役務	他人のために行う労務または便益であって、独立して商取引の目的となりえるもののこと
原産地表示	商品が生産、製造または加工された地(国、地域、特定の場所)のこと
指定商品・役務	指定商品 役務とは商標登録出願をする際に指定する一又は二以上の商品または役務をいう。その商品または役務の指定は商品・役務区分に従って記載しなければならない
周知・著名	一般に、周知表示、著名表示と表現され、周知とは、一地方において知られることであり、著名とは、全国的に広く知れ渡ることをいう
商品	商取引の目的となっている動産のこと
商品 役務区分	商品 役務区分は、国際的に統一された分類による国際商品 役務区分が適用され、商品は第1類から第34類までに、役務は第35類から第45類までに分類されている
商標	事業者が自己の取り扱う商品または役務を、他人の商品または役務と識別し、かつ商品または役務の同一性を表示するために、その商品または役務について使用する標識(マーク)のこと。動き、音、プログラムなどの非伝統的商標についても保護対象としている国・地域もある
商標の類似	商標を使用した場合、商品、役務の出所について、混同を生じる程度に似ていることで、発音したときに紛らわしい「称呼類似」、目で見たとときに紛らわしい「外観類似」、意味が似ているもので同じことを連想させる「観念類似」の3つがある
知的財産(権)	知的財産とは、知的創造物である発明、考案、デザイン、意匠、著作権等と、営業上の標識である商号、商標、地理的表示等からなるものをいい、知的財産権とは、特許法、意匠法、商標法、著作権法等の知的財産権法に基づいて権利化されたもののことをいう
パリ条約	工業所有権の国際的保護の基本的枠組を定めた条約で、日本では1899年(明治32年)に加入し、その基本原則としては、内国民優遇、優先権制度等がある
標章	商標を含む広い概念であり、法律(商標法)で「文字、図形、記号もしくは立体的形状もしくはこれらの結合またはこれらと色彩の結合のこと」と定義されている。これを、商品や役務に使用すると商標とされる
フリーライド(ただのり)	有名ブランドを真似してなんの努力もしないで、他人の成果に便乗して利益を得ることをいう
冒用	他人の著名な商品等表示と同一もしくは類似のものを無断で使用すること
マドリッドプロトコル	WIPO(世界知的所有権機関)による商標の国際登録制度を定めた条約のことをいい、日本国においても2000年(平成12年)3月より発行し、手続きができるようになった

(参考：独立行政法人 工業所有権情報・研修館発行「産業財産権標準テキスト」)